令和3年12月15日(水曜日)

議事日程第1号

令和3年12月15日(水曜日)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 発議第 11号 八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を改正する 条例制定について
- 第 5 発議第 12号 八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例施行規則の一部を 改正する規則制定について
- 第 6 議案第 96号 八峰町公告式条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 97号 八峰町墓地条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 98号 八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 99号 八峰町ぶなっこランド条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第100号 令和3年度八峰町一般会計補正予算(第5号)
- 第11 議案第101号 令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)
- 第12 議案第102号 令和3年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第2号)
- 第13 議案第103号 令和3年度八峰町簡易水道事業会計補正予算(第3号)
- 第14 議案第104号 令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 第15 陳情第 4号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康 を守るため国に意見書提出を求める陳情について
- 第16 陳情第 5号 精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情について
- 第17 陳情第 6号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康 をまもることを国に求める意見書提出の陳情について
- 第18 陳情第 7号 介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情について

第19 発議第 13号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

出席議員(12人)

1番 水 木 壽 保 2番 Щ 本 優 人 3番 奈 良 聡 子 4番 腰 Щ 良 悦 5番 須 藤 正 人 6番 芹 田 正 嗣 子 笠 7番 見 上 政 8番 菊 地 薫 9番 吉 節 原 芦 門 10番 崹 美 皆 樹 達 11番 Ш 鉄 也 12番 脇 直

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

新一郎 之 町 長 森 田 副 町 長 沼 教 育 長 Ш 尻 茂 総務課長 平 勇 樹 和 人 税務会計課長 成 田 拓 也 企画財政課長 高 杉 泰 治 福祉保健課長 義 久 教育次長 節 石 上 山 本 雄 産業振興課長 本 望 農林振興課長 田 孝 山 浅 善 建設課長 嶋 勝比古 農業委員会事務局長 藤 美 石 工 善 生涯学習課長 宏 学校給食センター所長 今 井 利 田 村 高 夫 総務課副課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長 内 俊 平 防災まちづくり室長 Ш 直 光 菊 地 福祉保健副課長兼 元 行列 行列 接種対策室長 農林振興課副課長 若 狹 正 和 堀 内 和 人

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須 藤 佳奈子

午前10時00分 開 会

○議長(門脇直樹君) おはようございます。

これより令和3年12月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、8番菊地 薫君、9番 笠原吉範君、10番芦崎達美君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長(芹田正嗣君) おはようございます。議会運営委員会の委員長 の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る12月7日、議会運営委員会を開催し、11月15日付けで議長から諮問のあった令和3年12月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議をいたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から17日までの3日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしました。

なお、本議会上程の陳情について、採択となった場合は意見書の提出が必要となることから、意見書の提出発議を議会最終日の日程に追加することに決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長(門脇直樹君) お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から17日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 17日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていた だきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○議長(門脇直樹君) おはようございます。

本日、令和3年12月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、

ご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、9月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要 をご説明申し上げます。

はじめに、秋の火災予防運動について申し上げます。

11月7日午前7時から、水沢地区において消防総合訓練を実施し、昨年に続き、今年も新型コロナウイルス感染防止の観点から住民の参加を求めないこととし、消防団による火災防ぎょ訓練を行いました。

今回の訓練は、11月に入り好天が続き乾燥注意報が継続的に発令される中、水沢コミュニティーセンターで建物火災が発生し、延焼の可能性があるとの想定で行われ、周辺の第1、第2、第3、第4分団がいち早く駆け付け、水利から火災現場まで距離が離れていることを踏まえて、団員同士が素早くホースを連結させて放水するポンプ連結操作の訓練を行いました。訓練に続いて救急救命講習を実施し、胸骨圧迫の心臓マッサージと停止した心臓に電気ショックを行うAED機器の使い方を学習しました。

早朝からの訓練にご協力いただいた各消防分団員、消防署、交通指導隊など関係者の皆様には心から感謝を申し上げますとともに、これから暖房機器等の取り扱いが増える季節を迎えることから、住民の皆様と一体となって火災予防運動を展開し、無火災を目指してまいります。

次に、岩館婦人会防災講座について報告します。

10月13日午前10時から、岩館改善センターにおいて、防災ハザードマップを使いなが ら災害への備えや地域の土砂災害危険箇所を実際に歩いて確認する「防災ウオーク」を 実施しました。

講座には婦人会と自治会長の15人が参加し、防災ハザードマップの特徴、マップの見 方及び避難のあり方について学習するとともに、マップを見ながら岩館地区の災害危険 区域の確認、スマートフォンと連動したウエブ版マップの活用方法について、実際にス マートフォンを操作しながら参加者全員で確認しました。

岩館・小入川地区には土砂災害危険区域が22カ所あり、災害発生時にどこへ避難したら安全なのか、スマートフォンの位置情報機能を使用すれば今いる場所からの避難経路が表示されるので、災害時、いつでもどこにいても情報を確認できることを説明しました。

この後、岩館第1、第2、小入川地区の土砂災害危険区域にバスで移動し、住宅地の

中の避難路を実際に歩いて危険箇所を確認しました。

今後も、災害から住民の命を守り、住民が安全に避難できるよう、ハザードマップを 活用した防災講座や避難訓練を実施してまいります。

次に、秋の行政協力員会議について申し上げます。

11月22日、峰栄館において開催し、各自治会から出された側溝の改良やカーブミラーの設置、町道の補修などの要望29件について、それぞれ町の考え方をお示しし意見交換を行いました。住民の皆様が快適に暮らせるよう、すぐ実施できるものは早急に改善することとし、その他の要望についても、実施可能なものはその実施時期などを地元自治会と協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、自主防災組織について、令和3年度から組織の立ち上げ及び防災活動に要する 経費への助成制度を創設したことを報告しながら、自治会での自主防災組織設置に向け てご協力をお願いしたところであります。

次に、「新型コロナウイルス感染症」について申し上げます。

新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るうようになってから間もなく2年になろうとしています。世界においては現在も急速に感染が拡大中であり、12月12日現在、感染者数は約2億7,000万人、死者数は約530万人となっており、感染者数は毎日約60万人、死者数は毎日約7,000人増えています。

我が国においては、6月中旬から全国の感染者数が増え続け「第5波」が始まり、お 盆過ぎに1日2万5,000人以上もの感染者数になった際には恐怖感すら覚えました。その 後は減少に転じ、現在は1日の感染者数が100人未満の日があるなど、デルタ株が収束し、 私たちのいつもの日常が戻るかもしれないという期待が膨らみましたが、その矢先に南 アフリカでの新しい変異株「オミクロン株」が出てきてしまいました。

人類と新型コロナウイルスとの闘いはまだまだ続きますので、オミクロン株が日本国内に入らないようにする国の水際対策に期待するのはもちろんですが、今一度、原点に返って、「自分のことは自分で守る」という強い意識を持ちながら、「マスク着用」、「三密の回避」「人と人との距離」など基本的な感染防止対策に取り組んでいくことが大切と考えていますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種状況について申し上げます。

16歳以上の町民の接種状況は、11月30日現在で、1回目の接種を終えた人が5,820人で接種率92.3%、2回目の接種を終えた人が5,752人で91.2%となっており、希望する方々

へのワクチン接種は完了できたものと考えています。

なお、12歳以上15歳以下の小児への接種は、保護者の同伴が必須であり、小児科医の確保やプライバシー保護の観点から、各医療機関による個別接種で行っておりますが、11月30日現在、1回目の接種を終えた人が90人、78.3%、2回目の接種を終えた人が83人、72.2%となっております。

今後も、接種可能な医療機関情報や小児用の解熱剤など丁寧な情報提供を行い、保護者の不安の軽減を図りながら接種率の向上に努めてまいります。

次に、3回目の接種の予定等について申し上げます。

ワクチンの3回目接種は、2回目接種から原則、おおむね8カ月以上経過した人に接種することとされており、具体的には、2回目の接種が3月若しくは4月に終了した医療従事者等、先行接種された方々が主な対象者であります。

医療従事者等の方々への3回目接種は、今月から能代市山本郡内の医療機関で開始されており、町では、11月26日に31人、12月10日に38人の方に3回目の接種券を送付したところです。

なお、医療従事者等への3回目接種については、町営診療所でも令和4年1月には開始できるよう準備を進めているところです。

また、3回目の集団接種については、3月上旬からの開始を目途に、能代市山本郡医師会等関係機関などと調整を図りながら準備を進めており、具体的な計画が整い次第、 遅滞なく、町民の皆様に情報を提供してまいります。

次に、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」について申し上げます。

「事業継続臨時給付金」については、11月30日時点で、建設・建築業13件、漁業36件、サービス業9件、産直施設5件、飲食・小売・食品製造等22件、農業・製造業を含むその他事業11件、延べ96件の個人や事業所に対し、総額4,068万8,000円を支援いたしました。

なお、1件当たりの給付金額は、昨年度35万3,330円に対し、今年度は42万3,833円となっております。

また、秋田県在住者を対象に1泊当たり最大5,000円を助成する「町内宿泊助成事業 (はっぽう割)」については、11月末時点において、町内7事業所の個人利用は延べ3,833 人、1棟貸切利用は122件、助成金額の合計は1,980万5,965円で、予算執行率は82.5%と なっております。はっぽう割は、コロナ禍による県内旅行の増加や秋田県が実施する「県 民割」との併用が可能であることから非常に好評を得ています。

また、「プレミアム付商品券発行事業」をはじめ、子育て世帯や大学生等を対象とした「臨時給付金支給事業」などその他の事業については、事業が完了いたしました。

なお、「事業継続臨時給付金事業」と「宿泊助成事業」につきましては、好調に推移 していることから、今定例会に関連予算を提案しておりますので、よろしくお願い申し 上げます。

また、国では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、人流抑制等の影響を受ける事業や生活・暮らしへの支援、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開等により地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、補正予算で臨時交付金を6兆8,000億円追加する予定となっています。

町への交付金額等を含め、事業内容の情報収集に努め、明らかになった段階で新たな 事業を提案することとしておりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

さらに、コロナ禍からの世界的な経済活動の活発化による原油価格の高騰に伴い灯油 価格が上昇し、本格的な厳寒期を迎える一般家計に大きな影響を与えることから、非課 税世帯を対象に灯油購入費を支援する「暖房費支給事業」及び令和3年産主食用米の仮 渡金単価が大幅に下落し、農業経営に多大な影響を与えていることから、令和3年産主 食用米の作付に係る種子代を支援する「稲作農家緊急支援事業」も提案しておりますの で、よろしくお願い申し上げます。

次に、「町内巡回バスの試行運行」について申し上げます。

今年度は、6月1日から5つのルートで試行運行をスタートしておりましたが、8月24日に八峰町公共交通会議を開催し、10月1日から来年3月末までの試行運行計画を協議しました。

利用者アンケートにおいて、行き先は「能代厚生医療センター」、到着希望時刻は「8時台から9時台」が多かったことから、「能代厚生医療センターに8時半前に到着する」ということに重点を置きながら協議を進めました。

バス事業者と調整したところ、岩館線の運行時間の変更については、他の路線バスの運行時間や運転手の兼ね合いなどから困難であるため、10月1日以降は、既存の路線バス「岩館線」と「大久保岱線」を運休とし、新たに「道の駅みねはま」と能代市を結ぶ「能代・峰浜線」を新設することになりました。

そのため、10月1日以降の町内巡回バスについては、1日当たりの運行便数、1週間当たりの運行本数を変更し、新たなルートで試行運転を行っております。

10月と11月の2カ月間の利用状況につきましては、いずれも延べ人数ですが、大久保 岱・岩子・畑谷ルートが277人、大信田・石川・強坂ルートが188人、内荒巻・石川・比 八田ルートが136人、岩館・目名潟ルートが835人、岩館海岸沿・目名潟・本館ルートが 652人となっており、合計で2,088人が利用しています。今後も利用者の声を大事にし、 利便性の改善に努めてまいります。

次に、再エネ海域利用法に基づく協議会について申し上げます。

6月29日、再エネ海域利用法に基づく「秋田県八峰町及び能代市沖における協議会」 の第3回目の会合が開催され、意見交換を行いました。

「本協議会における意見のとりまとめ」については、第1ラウンドであります「秋田県能代市、三種町および男鹿市沖における協議会意見のとりまとめ」と対比した場合、第2ラウンドである「秋田県八峰町及び能代市沖における協議会意見とりまとめ」では、幾つかの新たな考え方が盛り込まれております。

1つは、「洋上風力発電による電気の地域における活用に関して配慮すること」であ り、強風による大規模停電の対応策として、既存の電力系統とは別の形で避難所の電気 を確保できればという発言から盛り込まれたものであります。

もう一つは、漁業への影響調査について、漁業影響調査手法の検討に係る「実務者会議」の設置が明文化されたことであり、事業者の選定後、速やかに漁業影響調査を開始するには、事業者選定の前の段階において、水産資源調査・研究等の知見を有する専門家を加えて議論する必要があるという発言から盛り込まれたものであります。

実務者会議については、国からは、資源エネルギー庁、国土交通省港湾局、水産庁が、 秋田県からは、産業労働部と農林水産部、漁業関係者としては、秋田県漁業協同組合と 峰浜漁業協同組合が、専門家としては、秋田県水産振興センター、国立研究開発法人水 産研究・教育機構、公益財団法人海洋生物環境研究所など17人がメンバーとなり、9月 17日と10月29日に2回開催され、「秋田県八峰町及び能代市沖における洋上風力発電事 業に係る漁業影響調査の手法」を取りまとめています。

なお、オブザーバーとして、能代市と八峰町も参加しております。

また、「秋田県八峰町及び能代市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の案」が、8月11日に公告され、同日から8月25日までの縦覧期間を経て、

9月13日に「促進区域」に指定されました。その後は、事業者を公募するに当たっての公募占用指針が定められ、12月10日に公募が開始されており、来年12月頃には事業者が選定される見通しとなっております。

次に、今季のハタハタ漁について申し上げます。

今季からハタハタ漁の資源管理方法が見直され、漁獲量配分方式から操業日数を制限 する方式に変更となりました。

沖合底引き網漁については、一経営体の操業日数が22日、1日30箱以上の漁獲量があった日をカウントすることとし、沿岸ハタハタ漁については、一経営体の操業日数を12日とし、刺し網については1日20箱以上を、定置網については50箱以上の漁獲量があった日をカウントすることとされました。

沖合底引き網漁は9月に解禁されましたが、時化による出漁できない日が続いたこともあり、11月までの2カ月間で、県漁協北部支所管内ではわずかに1.6 t の水揚げにとどまっており、記録的な不漁となりましたが、12月に入り八森・岩館両漁港で6日に約6.3 t 、7日に約9.4 t 、9日に4.4 t 、10日に約18.1 t 、11日に約20.7 t 、12月13日時点で合計約60.8 t の水揚げとなりました。

一方、11月25日に解禁となった季節ハタハタ漁は、12月4日に待望の初漁を迎え、八森漁港で204.5 k g が水揚げされました。5日には、八森・岩館両漁港で約1.2 t の水揚げとなりましたが、以降は少量の水揚げにとどまっておりましたところ、11日に約4.8 t、12日に約11.2 t、12月13日時点で合計約18.5 t トンの水揚げとなりました。

冬の風物詩であるハタハタ漁は、先週末から底引き網漁と季節ハタハタ漁でまとまった水揚げを記録し、ようやく八峰町の海に活気が戻ってきました。今年は水温の関係が影響しているのか、例年とは異なり、沖合底引き網漁と季節ハタハタ漁が並行して操業されている状況であり、この後は穏やかな天候が続き、順調な水揚げに期待するとともに、安全な操業となるよう願っております。

次に、「八峰町町づくりと経済の未来を創る協議会」について申し上げます。

この協議会は、八峰白神商工会会長が発起人となり、人口減少や少子高齢化による地域内産業労働力低下への対応として、地域事業者を活性化し、雇用の場を増やすとともに、定住人口及び交流人口を増加させ、地域経済の活性化に繋げる好循環を創出することを目的に設立されたものです。

会員には、設立の趣旨に賛同された町内の様々な団体の方々が参加され、役員として

は私が顧問となり、また会長には商工会長が、副会長には町議会議長、JA秋田やまも と代表理事組合長、秋田県漁協代表理事組合長の3名が選任されるなど、正に政財官の 各機関が一堂に会した協議会になっています。

協議会では、経済活性化部会、住環境整備部会、交流人口増加部会に分かれて、業種を超えた活発な意見交換が行われ、「サーモン養殖プロジェクト」、「ターゲット別日帰りレジャー開発プロジェクト」、道の駅移転を見据えた「共同販売施設構想プロジェクト」、「農産品ブランド化プロジェクト」、「遊休施設活用プロジェクト」などが検討されているところです。

町といたしましては、町政運営の羅針盤である「八峰町総合振興計画」や、重点的に取り組む政策パッケージを取りまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とは別に、商工会を中心にJAや漁協、観光協会、さらには町議会や役場などが連携・協力し、オール八峰の総合力で、新しい切り口の具体的なアクションに繋がるアイデアや計画が生まれることを期待しております。

次に、農林業関係について申し上げます。

このたび、本町で取り組んでいる生薬栽培事業が、東北農政局が発表した、東北農政局「ディスカバー農山漁村の宝アワード」に選定されました。

これは、内閣官房及び農林水産省が「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けて、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる団体及び個人の優良な事例を「ディスカバー農山漁村の宝」として、また、東北農政局においては、東北独自の特徴ある優れた取り組みについて、東北農政局「ディスカバー農山漁村の宝アワード」として、それぞれ選定し、特設ウェブサイトでの活動内容の紹介を通して全国的な情報発信を行うとともに、他地域への横展開を図っているものです。

今年度、東北農政局が選定したのは9地区2個人で、本町の生薬栽培事業はビジネス部門で選出され、海外輸入に頼っていた生薬原料のキキョウについて、町が生薬原料の国内生産に着手し、栽培を普及させていることやカミツレについても栽培指針と調整乾燥作業体制を確立し、特産品開発を支援しているほか、カミツレ収穫が手作業であることを生かし、町内小・中学校や福祉団体等の収穫体験、視察研修等を積極的に受け入れて交流人口を確保していることが評価されたものと思っております。

今後の生薬栽培事業については、現在出荷実績のある2品目に加え、新たな品目の販

売先確保に取り組み、栽培面積の拡大を図ることで生薬調整乾燥作業における周年運営の確立に繋げるとともに、町が担っている調整乾燥作業を民間組織へ移管し、雇用の創出や生薬の産地化に取り組んでまいります。

次に、八峰町住まいづくり応援事業について申し上げます。

これまでの申請状況は、子育て世帯向け新築支援事業が5件、リフォーム支援事業が56件、うち18歳以下の子ども3人以上と同居する多子世帯が1件、空き家購入等支援事業が3件、合わせて64件です。加えて、住宅リフォームに伴い下水道への新規加入が10件であります。

これらに対する補助対象経費は3億3,580万円余りで前年度比100.8%の増となり、補助金内示額が当初予算の2,000万円に達する見込みとなったことから、9月30日をもって申請受付を終了したところです。

しかし、その後も申請に関する問合せや事業継続の要望が相次いでおり、本事業はコロナ禍における地域経済の活性化や人口減少対策としての事業効果が大きいと判断したため、今定例会に関連予算を提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

八森はたはたスポーツクラブに所属している八峰バドミントンクラブの子どもたち3名が、10月に青森県黒石市で開催された、第27回東北小学生バドミントン大会に出場しました。

各県大会を勝ち抜いた20組が出場した5年生以下男子ダブルスでは、八森小学校5年生の後藤優月さんと三輪直汰さんペアが見事優勝を飾り、今月末に開催される全国大会への出場を決めました。

全国大会では日々の努力で培われた最高のパフォーマンスを発揮されますよう期待しております。

次に、「第8回あきた白神子どもの俳画大会」について報告いたします。

県北地区の小学校を対象に作品を募集しましたが、今年は町内2校の応募にとどまりました。それでも170点もの応募があり、町長賞、議会議長賞、教育長賞、審査委員長賞などに16名の方が入賞しました。

夏休みの貴重な時間をさいて作品制作していただいた児童の皆さん、作品の取りまとめや応募等の労をとっていただいた先生方、そして審査に当たっていただいた審査委員の皆様に厚くお礼申し上げます。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第96号、八峰町公告式条例の一部を改正する条例制定については、掲示場の数を 減少させるため条例改正しようとするものであります。

議案第97号、八峰町墓地条例の一部を改正する条例制定については、町営岩館墓地の 地番変更に伴い、条例改正しようとするものであります。

議案第98号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、国民健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の額を引き上げるため条例改正しようとするものであります。

議案第99号、八峰町ぶなっこランド条例の一部を改正する条例制定については、バーベキューハウスの解体に伴い、使用料の規定を見直すため条例改正しようとするものであります。

議案第100号、令和3年度八峰町一般会計補正予算(第5号)は、1億3,269万7,000 円を追加して、歳入歳出予算の総額を66億4,998万7,000円とするもので、主な内容は、 新型コロナ対応地方創生臨時交付金事業、子育て世帯臨時特別支援事業及びふるさと納 税寄附金の増加に伴う基金積立金の追加や、新型コロナ感染症の感染拡大防止のため取 りやめた事業予算の減額などであります。

議案第101号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、155万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億7,389万6,000円とするもので、介護認定審査会への審査依頼件数の増による認定調査業務委託料などの追加であります。

議案第102号、令和3年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第2号)は、38万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8,207万9,000円とするもので、新型コロナウイルスワクチン接種のための来所者の増による事務費の追加などであります。

議案第103号、令和3年度八峰町簡易水道事業会計補正予算(第3号)は、26万2,000円を追加して、職員給与費の予算額を2,147万3,000円とするものであります。

議案第104号、令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算(第3号)は、資本的収入に520万円を、資本的支出に522万5,000円を追加して、資本的収入の予定額を1億9,989万6,000円に、資本的支出の予算額を2億1万7,000円とするもので、内容は、岩子・大久保岱地区農業集落排水施設及び岩館地区漁業集落排水施設の非常通報装置更新工事の実施に伴う補正であります。

報告第5号及び第6号は、8月に発生した強風により椿地区空き家活用住宅の附属屋

の屋根が破損し、飛散した破片が隣家の車庫の外壁等を破損させたことについて、「八峰町長の専決処分の指定に関する条例」の規定に基づき、損害賠償を行うこと及び損害 賠償に要する費用を措置した令和3年度八峰町一般会計補正予算(第4号)の専決処分 報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は9議案で、報告件数は2件であります。

詳細については各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切な ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(門脇直樹君) 日程第4、発議第11号、八峰町議会議員の政治倫理確立に関する 条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長(佐々木高君) 発議第11号

令和 3 月 12月 15日

八峰町議会議長 門 脇 直 樹 様

提出者 八峰町議会議員 芹 田 正 嗣 賛成者 同上 腰 Щ 良 悦 美 IJ 芦崎 達 奈 良 子 IJ 聡 保 水 木 壽

八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を改正する条例制定について 八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を次のように改正する。

提案理由ですが、地方における議員のなり手不足等の解消、倫理違反に対する審査請求及び委員会の設置等を規定するため、条例改正するものです。

次のページから改正文です。

議会全員協議会でもご説明しておりますが、町との契約等の遵守規定を一親等以内の 血族に、団体の役員規制を会長及び職務代理者に改めたほか、規則の政治倫理基準の補 足を条例にまとめています。また、これまでなかった遵守事項に違反した場合の審査請 求及び審査する委員会の規定を新たに設けております。

以上です。

○議長(門脇直樹君) これより質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり) ○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第11号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、発議第11号は原案のとおり可 決されました。

日程第5、発議第12号、八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例施行規則の一部 を改正する規則制定についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長(佐々木高君) 発議第12号

令和 3 月12月15日

八峰町議会議長 門 脇 直 樹 様

提出者 八峰町議会議員 芹 田 正 嗣 賛成者 同 上 腰 山 良 悦 " " 芦 崎 達 美 " " 茶 良 聡 子 " 水 木 壽 保

八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例施行規則の一部を改正する 規則制定について

八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。 提案理由ですが、上位の条例改正により、規則についても改正するものです。 次のページから改正文です。

こちらも議会全員協議会で説明しておりますが、2条、3条が条例に規定されたため削除となり、6条までが2条ずつ繰り上がります。5条からの審査請求、事前調査、弁明の方法、報告、審査結果の通知は、条例からの委任事項の規定となります。また、様式についても追加等を行っております。

以上です。

- ○議長(門脇直樹君) これより質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第12号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、発議第12号は原案のとおり可 決されました。

日程第第6、議案第96号、八峰町公告式条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長(和平勇人君) 議案第96号についてご説明いたします。

議案第96号、八峰町公告式条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町公告式条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。例規の公布や公表を要する文書に関しては、広く周知できる環境が整備されていることから、現在町内3カ所にある掲示板を役場庁舎1カ所とするため、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

公告とは、町が条例等の公布や条例の規定に基づき、特定の事項について広く町民に 公表する行為であり、地方自治法の規定により条例で必要な事項を定めることとされて います。

本条例では、公告に用いる掲示板について、役場前の役場掲示板、旧八森庁舎跡地の 県道側入り口にある中浜掲示板及び峰栄館前にある田中掲示板の3カ所と定めています が、近年は条例の規定に基づく公表事項について、掲示板を用いた公告以外に、町のホー ムページへの掲載やパンフレット等の全戸配布を行っており、条例・規則についても町 のホームページで検索・閲覧ができるようになっています。

このように掲示板を用いた公告以外に広く町民に周知する環境が整備され、一般的に利用されており、掲示板を用いた公告を町内の複数の箇所で行う必要性は以前より低くなっていますので、事務の簡素化を図るため、掲示場のうち中浜掲示板及び田中掲示板を廃止して、役場掲示板1カ所にしようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいた

します。

- ○議長(門脇直樹君) これより議案第96号について質疑を行います。質疑ありませんか。 7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) ちょっと伺います。

中浜の掲示板というのは、旧役場庁舎の前にあるバス停のところの掲示板ですよね。 ファガスの前にはなかったんでしたっけか、最初っから。ファガスの前に設置すること を考えないかということと、それと、あれガラス張りになって外からはこう何枚もこう 通知文書がピンで留められたりして、ちょっとうわべだけしか見えないような感じする んですけども、あれこう戸開けて中見るとか、そういうふうな仕組みになってるんです か。

- ○議長(門脇直樹君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課 長。
- ○総務課長(和平勇人君) ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

ファガス前には掲示板は、この条例で定めているとおりでございまして、掲示板はご ざいませんでした。

なお、現在の掲示板については、まあガラス扉になっておりますが、当然複数枚の資料を公表している場合もございますので、扉を開けて中を見ていただくと、全部開いて見ていただくというのは何ら差し支えのない行為でございます。

ご質問のファガス前に掲示板を増やす考えはないかということですが、このようにホームページなどで広く公表できる仕組みが整っているということで、既存の掲示場を廃止しようということで考えてるものでございますので、改めてそのほかの場所に掲示板を設置するという考えは今のところ持っておりません。

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は原案のとおり可 決されました。

日程第7、議案第97号、八峰町墓地条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長(和平勇人君) 議案第97号についてご説明いたします。

議案第97号、八峰町墓地条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町墓地条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。岩館墓地の土地管理を町と自治会間で明確にするため、また、分筆登 記後の地番にするため、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

去る9月定例会一般質問において岩館墓地に関するご質問があり、墓地用地について確認を行う過程において、条例に定める岩館墓地の所在地番が実際の地番と異なることが判明しました。原因について調査したところ、平成22年の地籍調査において、自治会管理の墓地の地番、八峰町八森字門の沢111番地2に、町営墓地の地番116番地1を合筆したことによるものでした。岩館墓地については、土地の所有者はどちらも町であるものの、その管理については明確に区分しており、一つの隔地のままでは管理責任があいまいになるため、分筆を行うこととし、このたび分筆登記が完了しましたので、町営岩館墓地の地番を分筆後の地番「八峰町八森字門の沢111番地7」に改めるため、条例改正するものであります。

今回の条例改正は、地籍調査担当課及び墓地管理担当課の双方において、合筆の可否を十分に確認せずに画一的に事務処理を行った結果必要となった事務ミスによるものであり、お詫び申し上げます。今後は、今回の件を教訓に、より入念な事務調整に努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいた します。

○議長(門脇直樹君) これより議案第97号について質疑を行います。質疑ありませんか。

11番皆川鉄也君。

- ○11番(皆川鉄也君) お伺いします。
 分筆したことは理解できるんですが、面積いかほどになるんでしょうか。
- ○議長(門脇直樹君) ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課 長。
- ○総務課長(和平勇人君) ただいまの皆川議員のご質問にお答えいたします。 申し訳ございません。地番については、まあ分筆に伴って確定した面積出ております けれども、現在手元に資料がございませんので、後ほどご回答させていただきたいと思 います。
- ○議長(門脇直樹君) 11番議員よろしいですか。
- ○11番(皆川鉄也君) はい。
- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は原案のとおり可 決されました。

休憩いたします。11時5分より再開いたします。

午前10時57分休憩

.....

午前11時05分 再 開

- ○議長(門脇直樹君) 会議を再開いたします。 先ほどの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。
- ○総務課長(和平勇人君) 先ほどの皆川議員の岩館墓地の面積に関するご質問にお答え をいたします。

分筆登記後の岩館墓地、町営墓地の部分の面積につきましては349.2㎡で、分筆後、区分されました自治会に管理をお願いしている部分の岩館墓地に関しましては、1,588.56㎡となっております。

- ○議長(門脇直樹君) よろしいですか。
- ○11番(皆川鉄也君) はい。
- ○議長(門脇直樹君) 日程第8、議案第98号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長(石上義久君) 議案第98号についてご説明いたします。

議案第98号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額が見直されるため、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改め文でございます。

改正の内容は、第5条の2第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改め、令和 4年1日1日から施行するものでございます。

なお、同条例第5条の2に規定する出産育児金の額は、従前の例により適用するものでございます。

条例改正の経緯等につきまして補足説明資料をご用意しておりますので、ご覧いただ きたいと思います。

中段、2、改正内容についてでございます。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が8月4日に公布され、令和4年1月1日から施行されることとなりました。この一部を改正する政令は、令和4年1月1日以降、出産育児一時金の支給総額42万円を維持した上で、産科医療保障制度の掛け金が1万2,000円に引き下げる反面、本来分を40万8,000円に引き上げるよう所要の規定が改正されたことから、資料のとおり、支給総額の変更ではなく一時金の内容の改正を行うものでございます。

また、新旧対照表はタブレットに載せております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(門脇直樹君) これより議案第98号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第98号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は原案のとおり可 決されました。

日程第9、議案第99号、八峰町ぶなっこランド条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長(山本 望君) 議案第99号についてご説明いたします。

議案第99号、八峰町ぶなっこランド条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町ぶなっこランド条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。八峰町ぶなっこランドのバーベキューハウスを、老朽化により除却したため、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。改正文となっております。

使用料に関する別表中、バーベキューハウスにかかる項目を削る改正となっております。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

参考資料としてタブレットに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご確認ください。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第99号について質疑を行います。質疑ありませんか。 7番見上政子さん。

- ○7番(見上政子さん) バーベキューハウスが老朽化によって除去したためっていうこと、それは当然バーベキューのそのテーブルもなくなると思うんですけれども、この除去した時点で一緒に出てこなかったのか、ちょっと順番がちょっと分からないんですけれども、それで今あそこ更地になってるんですよね。で、その更地になってるところ、何かこう、これからどうするかとか、どのように使いたいとか、そういうことの考えがあるんでしょうか。とにかくサルの大群があそこの近辺に頻繁に出てきてますので、サルの遊び場になってしまうのかどうなのか。あそこら辺の全体について何かどのようなこう考えとかありましたらお聞かせください。
- ○議長(門脇直樹君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本産業振興課長。
- ○産業振興課長(山本 望君) まず最初のご質問にありました改正するタイミング等で ございますけれども、今回は除却解体工事が全て終了してからの改正となりました。工 期は8月末日を工期といたしまして、その後、完成検査等を行ってからということでし たので、このタイミングでの改正となりました。

で、工事終了後の活用方法でございますけれども、今現在更地になっている状況です。 この後は、まず作業広場的なところでネイチャー協会等で使用する予定となってござい ます。ただ、斜面でございますので、なかなか使いづらいところでございますので、こ の後、何か良い案がございましたらご提案くださるようお願いいたします。

- ○議長(門脇直樹君) サル。サルの遊び場なってる。
- ○産業振興課長(山本 望君) サルの遊び場になるのではないかというご質問でございますけれども、ぶなっこランドのところにはネイチャー協会の方に委託して常駐している職員もおりますので、その方々にお願いして、何かあった場合はすぐこちらの方にご連絡していただくように指導してまいりたいと思います。
- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第99号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は原案のとおり可 決されました。

日程第10、議案第100号、令和3年度八峰町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長(日沼一之君) 議案第100号についてご説明いたします。

議案第100号、令和3年度八峰町一般会計補正予算(第5号)。

令和3年度八峰町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによります。

第1条において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,269万7,000円を追加 し、歳入歳出予算の総額を66億4,998万7,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の追加、第3条は地方債の変更でございます。

令和3年12月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

4ページをお願いします。

債務負担行為の追加につきましては、第2表、債務負担行為補正に記載しております。 地方公務員の定年延長に伴う新制度支援業務につきましては、国家公務員法等改正法により国家公務員の定年が段階的に引き上げられ、65歳とされました。地方公務員についても同様に定年が段階的に引き上げられることから、令和5年4月1日の施行日までに関係条例や規則を整備することが不可欠であるほか、対象となる方への情報提供や意思確認に要する期間も考慮する必要があることから、早期に着手する必要があり、債務負担行為を設定するものでございます。

地方債の変更につきましては、第3表、地方債補正に記載しております。

護岸補修事業につきましては、当初予算で予算措置しておりました野田川 2 カ所と石川川 1 カ所の設計業務が完了いたしましたので、同河川の護岸等補修工事の充当財源として1,500万円を追加補正するものでございます。

過疎対策事業(通常分)につきましては、林道熊沢線改良工事において、早期に事業を完成させ利便性を図るため、事業費を増額することに伴い、充当財源として140万円を 追加補正するものでございます。 過疎対策事業債(ソフト分)につきましては、スクールバス運行事業の充当財源として1,430万円を財源更生し、追加補正するものでございます。

なお、詳細につきましては、10・11ページの22款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書8ページ以降をご覧いただきながら歳入歳出の順にご説明いたします。

8・9ページをお願いします。

まず歳入ですが、15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として追加交付されることとなりましたので、853万9,000円の追加補正でございます。3目衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の3回目の接種の方針が国から示されましたので、接種体制の確保や準備に係る経費として交付される補助金1,482万7,000円の追加補正でございます。

16款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金につきましては、令和2年10月から令 和3年9月までの運行実績に対する生活バス路線等維持費補助金の追加補正でございま す。細節1の生活バス路線等維持費補助金は、岩館線に対するもので、補助率は対象経 費の6分の1となっており、121万円の追加補正でございます。細節2のマイタウン・バ ス費補助金は、大久保岱線に対するもので、補助率は対象経費の4分の1になっており、 58万5,000円の追加補正でございます。2目民生費県補助金1節社会福祉総務費補助金の うち、細節21の社会福祉関係権限移譲維持交付金につきましては、県が市町村に権限移 譲している自立支援医療の事務処理において、過年度分に積算誤りがありましたので、 追加交付分として5万9,000円の追加補正でございます。細節22灯油購入費緊急助成事業 費補助金につきましては、原油価格の高騰を受け、灯油価格も高騰していることから、 町民税非課税世帯への灯油購入費を助成する生活応援暖房費助成事業に係る経費として 交付される補助金325万円の追加補正でございます。2節児童福祉費補助金につきまして は、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、国ではゼ ロ歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり10万円を給付することといたしまし た。中でも中学生以下の子どもたちには、児童手当の仕組みを活用して1人当たり5万 円の現金を迅速に給付することといたしました。その事業に係る経費として、子育て世 帯等臨時特別支援事業費補助金2,361万9,000円の追加補正でございます。4目農林水産 業費県補助金1節農業費補助金のうち、細節26経営所得安定対策推進事業費補助金につ

いては、農林水産省共通申請サービスの構築においてデータ移行作業の経費が追加配分されましたので、8万7,000円の追加補正でございます。細節54多面的機能支払交付金につきましては、2組織において交付面積が増加したことに伴い、交付金3万2,000円の追加補正でございます。2節林業費補助金につきましては、林道熊沢線改良工事において、事業の早期実現を目指し利便性を図るため、補助金が追加配分されることとなりましたので、145万2,000円の追加補正でございます。

18款寄附金1項寄附金3目基金費寄附金につきましては、ふるさと八峰応援基金寄附金の追加補正でございます。現在のところ、昨年同時期と比べ約2倍の寄附額となっていることから、今後の寄附額を見込み、1,209万4,000円の追加補正でございます。

10・11ページをお願いします。

19款繰入金2項基金繰入金4目ふるさと八峰応援基金繰入金につきましては、ふるさと八峰応援基金寄附金の追加が見込まれることから、特産品返礼品分として362万8,000円を、事務費分として283万、合わせて645万8,000円の追加補正でございます。

20款繰越金につきましては、歳入歳出補正全体額の調整のため、2,978万5,000円の貸加補正でございます。

22款町債につきましては、先ほど第3表、地方債補正のところでもご説明いたしましたが、1項町債3目農林水産業債につきましては、林道熊沢線改良工事の早期完成を目指すため、県補助金が追加配分されましたので全体事業費が増額となっており、それに伴い、充当財源としまして過疎債通常分140万円の追加補正でございます。5目土木債につきましては、野田川2カ所と石川川1カ所の設計業務が完了いたしましたので、同河川の護岸等補修工事の充当財源として緊急自然災害防止債1,500万円を追加補正するものでございます。7目教育費につきましては、スクールバス運行事業の充当財源として過疎債(ソフト分)1,430万円を追加補正するものでございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

12・13ページをお開きください。

このたびの歳出において減額補正されているところにつきましては、秋田県の人事委員会勧告に基づき人件費を減額しているほか、コロナ禍の影響により今後実施の見込みのない事業費について精査し減額したところでありますので、説明は省略させていただき、追加補正のところだけご説明させていただきます。

2款総務費1項総務管理費についてご説明いたします。

5目財産管理費11節役務費につきましては、旧岩子小学校の裏にあるケヤキの木が倉庫及び体育館にかぶさって支障を来しており、その伐採処分の手数料として93万4,000円の追加補正でございます。12節委託料につきましては、同じく旧岩子小学校の体育館が雨漏りしており、修繕対応するための設計管理委託料110万9,000円の追加補正でございます。6目企画費10節需用費につきましては、今般のガソリン・軽油単価の高騰による90万円の追加補正でございます。17節備品購入費のうち巡回バス等、巡回バスのチャイムにつきましては、復路、帰りですね、下車する時に運転手に知らせるために必要であることから購入費16万9,000円を、雪道や凍結路面を安全に走行するためのタイヤチェーン購入費16万3,000円、合わせて33万2,000円の追加補正でございます。

14・15ページをお開き願います。

18節負担金補助及び交付金につきましては、令和2年10月から令和3月9月までの運 行実績に対する路線バス維持費補助金として、生活バス路線等維持費補助金726万3,000 円とマイタウン・バス費補助金459万8,000円、合わせて1,186万1,000円の追加補正でご ざいます。21節補償、補填及び賠償金につきましては、購入済みの回数券が能代・峰浜 線で使用する際に額面が合わない場合に対処するための補償金として9月補正で予算措 置しておりましけれども、当初見込みより未使用の回数券が多いことから5万円の追加 補正でございます。7目電子計算費10節需用費につきましては、新型コロナウイルス関 連の業務が増加したことの消耗品費54万円の追加補正でございます。12節委託料につき ましては、令和4月4月より秋田県セキュリティクラウドが更新され、これまでの秋田 県単位から東北6県と新潟県を加えた7県での共同利用に移行するための設定作業委託 料249万2,000円の追加補正でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、 軽自動車税の申告及び納税証明の電子化に伴うシステム改修費として123万6,000円を、 児童手当法の一部改正によるシステム改修費として212万5,000円の合わせて336万1,000 円の追加補正でございます。11目地域情報化事業費11節役務費、手数料につきましては、 地デジ設備の新規に加入する場合などの手数料不足分30万円の追加補正でございます。 13目ふるさと納税管理費につきましては、歳入のところでもご説明いたしましたが、寄 附金額の増加見込みに伴い、関連事務費を追加するものでございます。11節役務費、手 数料につきましては、寄附受領証明書の通信運搬費とポータルサイトの利用及びクレジッ ト決済の手数料、合わせて79万4,000円の追加補正でございます。12節委託料につきまし ては、返礼品管理費一括代行業務委託料566万4,000円の追加補正でございます。2項徴 税費につきましては、人件費ですので省略させていただきます。

16・17ページをお願いします。

3項戸籍住民基本台帳費及び6項監査委員費につきましても、これも人件費ですので 省略させていただきます。

次に、3款民生費についてご説明いたします。

1項社会福祉費1目社会福祉総務費につきましては、新型コロナウイルスの影響により中止となりました戦没者追悼式関連の減額と、生活用品支援事業として、生理の貧困対応と、原油価格の高騰を受け灯油価格も高騰していることから、町民税非課税世帯への灯油購入費を助成する生活応援暖房費助成事業の追加が混在しており、予算書だけでは分かりにくいと思われますので、別の資料を準備しておりますので、そちらで説明させていただきます。

議案第100号予算説明資料1というのをお開き願いたいと思います。こういうちょっと 横長のですね。よろしいですか。

3節、いいですか、まだ出てないですか。この、ちょっとこう茶色でカバーしている 横長の表です。

- ○議長(門脇直樹君) はい、いいです。
- ○副町長(日沼一之君) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○副町長(日沼一之君) じゃ、説明させていただきます。

3 節職員手当等及び4節の共済費については、人件費ですので省略させていただきます。10節需用費のうち消耗品費につきましては、新型コロナウイルスの影響により中止となった戦没者追悼式関連の消耗品費5万6,000円を減額し、生活用品支援事業に係る消耗品費5万2,000円と、生活応援暖房費助成事業の消耗品費2万2,000円を追加し、差し引き1万8,000円の追加補正でございます。印刷製本費につきましては、生活応援暖房費助成事業に係る窓つき封筒代7万円の追加補正でございます。11節役務費につきましては、戦没者追悼式関連の通信運搬費1万2,000円を減額し、生活応援暖房費助成事業に係る通知郵送代23万8,000円を追加し、差し引き22万6,000円の追加補正でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、生活応援暖房費助成事業の助成金780万円の追加補正でございます。

議案書の方にお戻りください。18・19ページをお願いいたします。よろしいですか。

- ○議長(門脇直樹君) ちょっと待ってください。
- ○副町長(日沼一之君) はい。

(「はい、お願いします」と呼ぶ者あり)

○副町長(日沼一之君) いいですか。それでは説明いたします。

6目介護保険費27節繰出金につきましては、介護保険特別会計への繰出金155万6,000 円の追加補正でございます。2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては、歳入のところでもご説明いたしましたが、子育て世帯等臨時特別支援事業の関連事業費を追加するものでございます。10節需用費では、消耗品費1万円、11節役務費、通知郵送代として2万7,000円、口座振込手数料として3万2,000円の追加補正でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、対象となる児童手当受給者への補助金2,355万円の追加補正でございます。

次に、4款衛生費についてご説明いたします。

1項保健衛生費2目予防費につきましては、歳入のところでもご説明いたしましたが、新型コロナウイルスワクチン接種の3回目接種の方針が国から示されましたので、接種体制の確保や準備に係る経費の追加補正でございます。3回目接種の全体事業費としましては2,975万5,000円を見込んでおりますが、2回目接種分までの分として6月補正で予算措置しましたものに予算残額がございますので、このたびの追加補正では、その残額と差し引きした分として1,482万7,000円の追加補正でございます。これも予算書だけでは分かりにくいと思われますので、また別の資料で説明したいと思います。

議案第100号の予算説明資料2をお願いします。

(「はい、お願いします」と呼ぶ者あり)

○副町長(日沼一之君) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○副町長(日沼一之君) 1節報酬及び3節職員手当につきましては、現計予算内で対応できる見込みでありす。7節有償ボランティアスタッフへの報償費として100万円の追加を見込んでおりますが、現計予算の残額3万7,000円を差し引き、96万3,000円の追加補正でございます。8節費用弁償として10万円の追加を見込んでおりますが、現計予算の残額8万6,000円を差し引き、1万4,000円の追加補正でございます。10節では、医療消耗品や事務用品として150万円と通知作成代1万5,000円の追加補正でございます。11節では、郵送代やコールセンター電話代として150万円と、国保連事務手数料や医療廃棄物

処分手数料として200万円の追加補正でございます。12節委託料のうち接種券作成業務委託料につきましては、現計予算内で対応できる見込みですが、ワクチン接種者送迎業務委託料として542万5,000円の追加補正でございます。13節では、順番待ちの待機場所として使用しているバスの借り上げ料として500万円追加を見込んでおりますが、現計予算の残額270万円を差し引き、230万円の追加補正でございます。ウエブ予約管理システムにつきましては、システムの使用料として90万円とバーコードリーダー賃借料として6万円の追加補正でございます。17節備品購入費につきましては、予約時に相手方の電話番号を確認する必要があることから、ナンバーディスプレー機能つき電話機購入費15万円の追加補正でございます。

議案書にお戻りください。20・21ページをお願いします。よろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)

○副町長(日沼一之君) 4目保健センター管理費10節需用費につきましては、施設暖房 用灯油単価の高騰による燃料費分4万円の追加補正でございます。11節役務費につきま しては、電話回線をISDNから光に変更したことによる通信運搬費3万6,000円の追加 補正でございます。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。

1項農業費1目農業委員会費及び2目農業総務費につきましては、人件費ですので省略させていただきます。3目農業振興費11節役務費につきましては、キキョウの栽培面積の拡大に伴い作業時間が増えたことにより、作業手数料20万円の追加補正でございます。18節負担金補助及び交付金の八峰町稲作農家緊急支援事業補助金につきましては、令和3年産主食用米の概算金下落に伴い、令和4年産米の再生産に支障を及ぼさないよう、令和3年産水稲作付に係る種子代の一部について緊急的に支援するものであります。主食米作付面積10 a 当たり1,000円を補助単価とし、令和3年の作付面積約1,097.3h a を対象に補助金1,097万3,000円を追加補正するものでございます。5目農地費18節負担金補助及び交付金につきましては、これも歳入でご説明いたしましたが、2組織において交付面積が増加したことに伴い、交付金4万3,000円の追加補正でございます。7目水田農業構造改革対策費18節負担金補助及び交付金につきましては、農林水産省共通申請サービスの構築においてデータ移行作業の経費が追加配分されましたので、8万7,000円の追加補正でございます。

22・23ページをお願いします。

2項林業費3目林業整備費につきましては、林道熊沢線改良事業の早期工事完成を目指すため、県補助金が追加配分されたことに伴い、工事請負費290万4,000円の追加補正でございます。3項水産業費につきましては、これも人件費でありますので省略させていただきます。

次に、7款商工費についてでありますが、1項商工費1目商工総務費及び2目商工振 興費8節旅費までは、同じく人件費関係でございますので省略させていただきます。

24・25ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金につきましては、収入が減少した町内の事業所を対象とした事業継続臨時給付金事業を行っておりますが、予算計上する際に予測したよりも1件当たりの交付金額が大きいことから、今後予算が不足することが見込まれますので、1,057万5,000円の追加補正でございます。3目観光費負担金補助及び交付金のうち町内宿泊助成補助金につきましては、宿泊が好調なことから、今後さらに需要が見込まれますので1,000万円の追加補正でございますが、減額分を差し引いて全体的では567万円の追加補正となります。5目ハタハタ館管理費につきましては、非常放送設備の故障、それから露天風呂の浴槽や浴槽洗い場の間仕切りの修繕のほか、今後の緊急対応分も含めて400万円の追加補正でございます。

次に、8款土木費についてでありますが、1項土木管理費から2項道路橋梁費1目道路維持費、それから26・27ページの方に移りますけども、4節の共済費までは、人件費関係ですので省略させていただきます。

26・27お願いします。

右側の2段目からです。11節役務費につきましては、自治会要望による町道大沢大野線及び内荒巻線の支障木伐採に係る手数料として83万4,000円を、13節使用料及び賃借料については、支障木伐採時に借り上げする高所作業車等の車両借り上げ代として23万8,000円の追加補正でございます。2目道路新設改良費14節工事請負費につきましては、自治会要望による大沢大野線の未拡幅部分、今まで拡幅しなかった部分ですね、これの歩道の拡幅工事80万円の追加補正でございます。3項河川費2目河川維持費10節需用費につきましては、これも自治会要望であります小入川及び上の川護岸の修繕料235万円の追加補正でございます。14節工事請負費につきましては、野田川2カ所、それから石川川1カ所の設計業務が完了いたしましたので、同河川の護岸等補修工事費として1,500万円の追加補正でございます。5項住宅費1目住宅管理費10節需用費につきましては、町営住

宅に係る修繕料でございます。今後退去予定者がおり、修繕が見込まれますが、現計予算のほとんどが執行済みのため、172万5,000円の追加補正でございます。

28・29ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金につきましては、住まいづくり応援事業が順調に推移し、当初予算で措置していた2,000万円が執行済みであるため、500万円を追加補正するものでございます。

次に、9款消防費についてご説明いたします。

1項消防費3目災害対策費19節扶助費につきましては、町有地の倒木により被害を受けた岩館墓地所有者への見舞金4万円の追加補正でございます。

28ページから36ページの10款教育費関係につきましては、後ほど教育長から説明させていただきます。

36・37ページをお願いします。

次に、36ページ中段からです。13款諸支出金についてご説明いたします。

2項諸費1目国県支出金返納金につきましては、事業精算に伴う過年度分の返還金でございます。介護保険事業補助金、放課後健全育成事業、施設型給付費国庫及び県費負担金、合わせて27万円の追加補正でございます。3項基金費8目ふるさと八峰応援基金費につきましては、歳入のところでもご説明いたしましたが、ふるさと八峰応援基金寄附金が現在のところ昨年同時期と比べ約2倍の寄附額となっていることから、今後の寄附額を加味し、積立金1,209万4,000円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただきますようお願いいたします。 それでは、10款教育費を教育長からお願いします。

- ○議長(門脇直樹君) 川尻教育長。
- ○教育長(川尻茂樹君) それでは、10款教育費については私の方から説明させていただ きます。

ページ戻りまして、28・29ページをお開きください。

1項教育総務費2目事務局費については、省略させていただきます。

続きまして30・31ページをお開きください。

3目教育助成費10節需用費につきましては、児童生徒学習用タブレットの持ち帰り学習を冬休みから試験的に行う予定です。携行する際や保管する際に使用するため、消耗品費9万4,000円の追加補正でございます。2項小学校費1目峰浜小学校費10節需用費に

つきましては、原油が高騰しており、冬期間暖房に使用する灯油代の不足が見込まれるため、燃料費14万円の追加補正でございます。2目八森小学校費10節需用費のうち、2燃料費につきましては、先ほどの峰浜小学校費と同様に燃料費17万1,000円を、6修繕費につきましては、予算措置した分が執行済みであるため、今後の突発的な修繕に備え、23万1,000円の追加補正でございます。3項中学校費1目八峰中学校費につきましては、スクールバス運行事業に要する経費の財源更生でございます。5項社会教育費1目社会教育総務費から3目文化活動費につきましては、省略させていただきます。

続いて34・35ページをお開きください。

4目峰浜文化交流施設管理費10節需用費につきましては、原油が高騰しており、冬期間暖房に使用する灯油代の不足が見込まれるため、燃料費54万2,000円の追加補正でございます。5目八森文化交流施設管理費10節需用費につきましては、自動ドアの鍵や非常用誘導灯などのランプの交換が必要なため、修繕費33万9,000円の追加補正でございます。6目秋田県自然体験活動センター管理費から6項保健体育費1目保健体育総務費については、省略させていただきます。

36・37ページをお開きください。

2目学校給食共同調理場運営費11節役務費につきましては、給食センター敷地内にアカシアの木があり、強風により倒れ、隣地による境界の壁板等を壊す恐れがあることから、伐採処分手数料24万2,000円の追加補正でございます。

教育費については以上でございます。よろしくお願いします。

- ○議長(門脇直樹君) これより議案第100号について質疑を行います。質疑ありませんか。 2番山本優人君。
- ○2番(山本優人君) たくさん質問あります。

まず最初、13ページの岩子小学校の体育館の管理業務委託料110万ですが、補修工事ということですけども、これの使用状況をまず教えてもらいたい。

それと17ページ、生活応援の暖房費補助ですが、これ対象人数っていうか対象世帯、 それとその助成額、これの報告をお願いします。

それからですね、子育て世帯、あ、19ページですね、子育て世帯、今、国が5万円と クーポン券という話から、昨日でしたか、今日でしたかな、ここ1日、2日のうちに10 万円でいいよと、現金でいいよというふうな話になっているようですけども、まあ八峰 町としては、まあその10万円現金ということで年内交付するのかどうか。その状況とで すね、その対象世帯がどのぐらいいるのかということであります。

それから、21ページの稲作緊急支援の補助金、1反歩1,000円か、1,000円だということですけども、これの平均的な補助金額。まあ5反歩の人もいれば30町歩の人もいるし、平均的なところ教えてもらいたい。

それとですね、もう一つ、25ページのですね町内宿泊事業の補助金1,000万。これまあ ハタハタ館等7軒の宿泊施設に対する補助ですけども、安くすれば泊まるのは当たり前 だわけですよね。これがいつまで続けられるのか。結局は大きく泊まるハタハタ館や白 神温泉ホテルの救済だけになってる。こういうことでいいのかなということであります。

もう一つあったな……あ、以上です。まあ時間がないのでですね、午後からになって もかまいません。

- ○議長(門脇直樹君) ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課 長。
- ○総務課長(和平勇人君) ただいまの山本議員のご質問のうち、1点目の旧岩子小学校 の体育館の利用状況についてのご質問にお答えいたします。

旧岩子小学校につきましては、校舎、体育館ともに現在さくら園に貸し出しをしておりまして、体育館につきましても入所者の運動のスペースということで使っているというふうに伺っております。

- ○議長(門脇直樹君) 2点目は誰。
- ○副町長(日沼一之君) もう少し答える。はい。
- ○議長(門脇直樹君) 日沼副町長。
- ○副町長(日沼一之君) 山本議員のご質問にお答えします。

まず2番目の17ページ、生活応援暖房費対策の助成額ということでございます。これは非課税世帯です。これは八峰町に今1,247軒ございます。全世帯3,036世帯のうちの約41%、ここに1世帯当たり6,000円の給付と、こういうことを考えている事業です。

それから、子育て世帯クーポンの関係ですね。この件につきましては、まあテレビ・新聞でお見込みのとおり、最初の予定は5万円、そしてクーポンで5万円、この予定でございました。ただいろいろこう今意見がありまして、結果的に一括でもいいと。まあ3種類、10万円年内に、それから5万円・5万円、そして5万円・クーポンと、これはまあ年越すわけですけれどもね。そもそも財源が最初の5万円は予備費ですので、まあ補正予算通過しないと、通らないと、こういう判断で今までの指示で来たんですが、結

果的にやはり補正予算通らないといけないということで、事務的なことも含めて町長ともいろいろお話して、今のところの予定は5万円の給付は24日から始まります。これもう手続きしていますので。この間に24日まで拒否する方いなければ振り込まれると。あと、補正予算可決後に、今日両日中に国からも返事来るという話ですけども、昨日の時点ではまだ説明も一切なかったので、どういうふうな方向に行くのかというのは不透明でした。ただ、返事を待って、その指示があれば基本的には現金で5万円、また振り込みたいと、こういうふうに考えております。対象は223世帯、児童数が362人です。まあこういう対象です。これはゼロ歳から15歳までですね。あと、公務員の37世帯ございます。まあ差し引いていますので、結果的に今の予算になってございます。方向は以上です。

あと稲作の方は、種子代、10 a 当たりの種子代の約半額、以前にもちょっと収量に影響あった時にやりましたけども、これの2分の1ということで1,000円を設定しております。このちょっと平均額、じゃあどのぐらい面積のうちでなってるのか、今出してませんので、後ほど出したいと思っております。

あと宿泊事業補助について、まあ7軒、そのとおりですけども、いつまでやるのかと、こういうことですけども、まず今この臨時対策交付金のね、これがまあいつまであるのかっていうのはちょっと分からないんですが、この辺の国、県等の対応に合わせてやっていくということですので、まあいつまでというのは今ちょっとお答えできないと、こういう状況でございます。

以上です。

- ○議長(門脇直樹君) 浅田課長、補足ある。
- ○農林振興課長(浅田善孝君) はい。
- ○議長(門脇直樹君) 浅田農林振興課長。
- 〇農林振興課長(浅田善孝君) 稲作農家の支援金の平均支給額ですけども、予算当初は 400戸、予算額が1,097万3,000円ですので、まあ単純割り返しすると1人当たり2万7,400円くらいになるというふうな試算になっております。

以上です。

○議長(門脇直樹君) 休憩いたします。再質問は午後1時からの再開でお願いいたします。

午前11時58分休憩

.....

午後 1時00分 再 開

○議長(門脇直樹君) 会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番(山本優人君) 先ほどの件で若干追加で質問します。

暖房費の補助ですけども、まあこれを提案するに至った経緯というものを私は知りた いと思ってですね、ほかから、ほかがやっているからこういう時期に合わせて暖房費を 補助してやろうというふうな、ほかがやってるからというふうな発想ということでの提 案というのは非常にアイデアがなさすぎるなと。もっと八峰町らしいその支援の仕方っ ていうものを考えたことがないのかなと。非常にそういうことがないのが残念で、ほか の団体と同じようなやり方だということであります。例えばですね、最近、私、寺役の 仕事で何だ、金をこう集めに歩いたんですが、行くところところの一人暮らしの高齢者、 寂しいって言ってるんですよ。話し相手がいねえと。で、周りがどんどんどんどんいな くなっていくもんですから、ということでそれで思いついたんですが、高齢者が人との 接触を求めているんですね。で、一人でいること自体になかなか耐えられなくなってき たと。だったらですね、こういうふうな資金があるんだったらですね、例えば自治会館、 まあ今コミセンか、コミセンにですね1日日中開放して、こう一人暮らしの老人がいつ でも集まって話しっこしたり語ったりするようなですね、そういうふうな使い方をした らどうなのかなと。まあでなくったらファガスでも峰栄館でもいいからバスで集めてで すね、今は無料バスもあるわけですから、そういうふうな集まって1日日中過ごすと。 そうすれば家の暖房費かからないわけですよ。そういうふうな消費の仕方だってあるん ではないか。そういうようなことの方がむしろ高齢者にとっては喜ばれることだなと思 うし、まあ普段誰か勤めに行って日中ばあさんしかいない家庭ではですね、その方が安 全なわけですね。例えばみんなと一緒にいる。公共施設で1日いっぱい過ごしてくると。 そういうふうな経費の使い方だってあると思うわけですよ。だから通り一遍なこの困窮 家庭に油代6,000円ずつ渡して、はい、おめがたこの冬過ごせやと、こういうふうなね短 絡的なこの予算執行っていうのは私はいかがなものかというふうに思いますが、町長ど う考えていますか。

- ○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) 今、山本議員がお話になった部分については、今の灯油助成と

はまた違う、一人暮らし老人世帯の対策みたいなそういう形にも聞こえるんですが、低 所得者世帯の中にはいろんなケースがあると思います。住民税非課税世帯の部分に。だ から全員が一人暮らし老人ばかりではないので。今回の場合はあくまでも低所得世帯に 対する、昨今の原油の高値にとどまってる部分に対して灯油代も上がっていってるので、 そういう部分の低所得者世帯の家計を圧迫してるから、それを応援していこうというふ うなそういう考え方で提案したものです。

それで、八峰町で過去に平成19年度、20年度、そして25年度の3回、家庭用灯油の高値価格高騰を受けて灯油購入費の助成事業を行っています。今回の場合は、そのいずれもの、25年度よりも高値、この事業を検討した際にはそれよりも高い状況になってあったもんですから、そういう部分を受けて低所得者世帯に対して、今まで5,000円だったんですけど、1,000円あげて6,000円にしたというふうなことであります。

一人暮らし老人の方々は、私も社協で何年も仕事してましたから、今議員がおっしゃってる部分は重々よく分かります。そこの部分で私の方、役場の方とすれば、住民主体の月1回とか数回集まっている、何だ、B事業、介護予防事業……

(「介護予防事業のBとかCとか」と呼ぶ者あり)

○町長(森田新一郎君) Bの住民主体の……

(「Bとかって」と呼ぶ者あり)

○町長(森田新一郎君) 事業名教えてください。

(「介護予防教室」と呼ぶ者あり)

○町長(森田新一郎君) 介護予防じゃなくて毎月のサロンの。

(「通所型サービスB」と呼ぶ者あり)

○町長(森田新一郎君) ああそうそう、通所型。通所型サービスBという月1回のそういう部分をね全町的に展開していくことによって、その一人暮らし老人への対策ができていくと思います。それと老人クラブの中でも友愛訪問とかそういうことをやってますし、そういう部分で、おっしゃるとおり一人暮らしの方々がうちの中に行くと非常に話し合相手もいなくて寂しいというのは重々分かってますので、そこの部分とこれと繋ぎ合わせてやるったらまた制度設計が複雑になってしまいます。決して一人暮らし老人だけが低所得者世帯ではありませんので、そういう部分で今回の場合は、ほかの方も同じような考え方で今回の灯油代高値の部分に対する支援だと思いますので、真似してやってるわけでありませんのでご理解をお願いします。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。
- ○2番(山本優人君) いや、高齢者の一人暮らしの高齢者だけの問題を言っているんではないですよ。まあ低所得者というのは別に5人も6人の家族の中にもいるだろうと思いますよ。だったらですね、その方々も含めてですね自治会の方に日中、まあ用ない人はですよ、用ない人はそっちの方で休んでてくださいというわけでもいいわけでしょ。別に家の中に何たっていなければならないっていうわけでもないわけですから。だから日中そっちの方で休んでもらったり、日曜日はそっちの方で休憩という方法だってあるんじゃないですか。
- ○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) 今、山本議員お話になった部分を実行に移すとすれば、ものす ごい複雑な制度設計が必要なりますよ。いわゆる来たくても来れない方もいる。それか ら、もともと家族構成の違いもある。だから事業として構築するというふうな形の場合 は、じゃあそこに来た高齢者の方々を誰かが管理して話し相手になってくれるとか、ま あ自治会の方に協力をお願いするとか、いろんな部分のケース考えて制度設計しなきゃ いけませんので、非常に難しくなると思います。

今回の場合は、やっぱり過去の八峰町が行ったような形で灯油高騰に伴う低所得者世帯への支援というふうなそういう考え方で提案したものであります。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。4番腰山良悦君。
- ○4番(腰山良悦君) 18ページの3款2項1目の児童福祉総務費ですけれども、これは あれですか、県の補助金で、この予算書見ると県の補助金でやるようになっております が、そういうことで理解してよろしいですか。それとも国の補助、交付金なるんですか。 そこら辺伺いたいと思います。
- ○議長(門脇直樹君) 4番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(石上義久君) 腰山議員のご質問にお答えします。

子育て支援給付金の事業につきましては、先ほどこちらで提示しております、今通知 しました予算説明資料をご参照ください。こちらの下の、下段の方になります。子育て 特別給付金先行給付金支給事業にございます。こちらの中身、よろしいですか。

- ○4番(腰山良悦君) はい。
- ○福祉保健課長(石上義久君) その下の方の予算項目全て県の補助金、いわゆる国が今 行った、国の予備費で措置されたものが県に交付されますので、県の補助金という形で

町は受け入れるという形で全額補助で実施させていただきます。 回答は以上です。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。4番腰山良悦君。
- ○4番(腰山良悦君) そうするとですね、町では今考えておられるのは、中学生以下の 児童手当をもらってる人が対象ということで何か先ほど説明ありましたね。そうすると、 国で今考えていることは18歳以下ということで進めているわけなんですよね。そうする と、16、17、18のこの子どもたちに対しての交付金は町はいつやるんですか。伺います。
- ○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(石上義久君) 腰山議員の今のご質問にお答えします。

現在国会審議中の補正予算で検討されているものがご質問の案件でございますので、 その財源が確定し次第、こちらの方で予算措置してから交付できるような体制で実施し てまいりたいと考えております。

回答は以上です。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) 何点かあります。

まずですね7ページのコロナ感染地方創生臨時交付金なんですけれども、853万9,000円、これはですね要求して来るものなんですか。それとも、こちらの方でこれとこれに使うのでこのくらい要求しますというふうに来るものなのか。そこについてちょっとお尋ねします。

で、まあその中で灯油が県の方から325万円が入って、それにあとは臨時交付金を使うと思うんですけれども、それでその枠内であったらやっぱり生活暖房費の金額が非課税世帯のみということで、かなり不足してるなという感じがします。この根拠というか聞きたいと思います。

それとですね、教育長に聞きたいんですけれども、生理用品 5 万2,000円計上されてますけれども、これはあれですか、まあ小学校の高学年から中学生にわたって配付するという形ですか。それとも保健師さんに行ってもらってくるとか、そういうことでしょうか。まあ生活困窮者に対して生理用品を配るようなそういう体制になってるのか、それとも全般的に生理用品用意しておいたから取りに来てくださいっていうふうなそういうものなのかどうなのか。そこら辺教えてもらいたいと思います。

それと教育長についでに、タブレットの持ち帰りということが話されてましたけれど

も、Wi-Fi設備みんな持ってるんですか。何軒持ってなくて、その持ってない人に対して、まあ私は何度か質問してるんですけれども、その辺はどういうふうなことになってるのか聞きたいと思います。

もう一つついでに聞きます。巡回バスですけれども、13ページ、巡回バスにチャイムをつけるということですけれども、巡回バスを走らせるに当たって海岸線のところに待合室をつくるということが走らせる条件だということでなってるんですけれども、これはあれですか、試行運転の期間だから海岸線にバス停に待合室をつくらないということなのかどうなのか、その辺ちょっと教えてもらいたいと思います。

もう少しありますけども、まず以上です。

- ○議長(門脇直樹君) 7番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) 私の方からは最初の臨時、コロナ対応の臨時交付金の話と、それから福祉灯油の話、それから巡回バスの部分、この3点にお答えします。

まず新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金の部分については、あくまでも新型コロナウイルスによって影響を受けた、そういう部分に対する交付金でありますので、今回の原油高、その部分については特に含まれないかとは思います。これは私たちはそれでも国から財源来なくても、いわゆる低所得者世帯の部分に対しては支援しなければいけないというふうなそういう考えを持って提案いたしました。

それから、この件に関しては、町がそういう灯油代の補助をする場合に県の方で5,000 円を上限としてその2分の1を補助するっていうふうなそういう形になってますから、 町の6,000円やりますけども、その部分の2,500円は県の方から後で入ってくるというふ うな、まあそういう仕組みになってます。

それから、新型コロナウイルスの対応の臨時交付金につきましては、今現在 6 兆8,000 億円というふうな形の巨額の対策費が国の方で検討されております。それで前回の部分の対応交付金の例でいきますと、町の方で感染症対策、拡大防止対策だとか経済的に影響を受けた人方への支援対策とか、コロナ禍の部分を見据えた対応とか、そういう部分で実施計画を作ります。その計画を作って、そこの部分が認められれば、いわゆるその前に配分額決まってくるんですけど、その配分額をもとにして町の方でそれをどういうふうに使うのかっていう部分を計画を作って内閣府の方に出します。それで内閣府の方からオーケーもらったらそれが実行に移すというのがこれまでのパターンですので、そういう形になると思います。やっぱり計画作って承認をいただいて実行するという形に

なると思いますが、まだどのくらいの金額来るのか、今の部分ではこれしか分からないんです。地方公共団体が地域の実情に応じて実施する以下のような取り組みっていうふうな形で、1つは感染防止策の徹底に向けた対応、2つ目は感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援に向けた対応、ウィズコロナ禍での社会経済活動の再開に向けた対応、今のところこれしか分かりませんので、この後の膨大ないろんなメニューが出てくると思いますから、それを見ながら実施計画をまとめたいなというふうなそういう考え方でいます。

それから、巡回バスの部分については、チャイムは、帰りの部分について、バス停で降ろすんじゃなくて自動的にここで降ろしてくださいと言えば降ろしてもらうような、そういう形のサービス向上に繋げるためのものです。

それから、待合室の部分については、今まだ試行運行中で、どういう形の部分が、どの停留所が一番多く乗るかとかいろんな問題があるので、一斉に何十カ所もの形のその待合室ってのはこれなかなか難しいと思いますから、そういう部分も試行運行の結果を見ながら、順次、まあ海岸線を通っているルートを今2番目に利用者が多いんですけど、そういう部分の中でどの停留所が一番多いのか、風当たりの強いところはどこなのか、そういう部分もこう検討しながら対応していきたいというふうに思ってます。

- ○議長(門脇直樹君) 川尻教育長。
- ○教育長(川尻茂樹君) それでは、今見上議員から質問の2点について私の方から回答 させていただきます。

まず生活困窮者に対する生理用品のということですけども、まずこれについては、保健室に保管して、必要になった子、あるいは緊急にとか、それからお願いされた子が来て保健室から渡すのか、それとも女子トイレに常設して自由に使ってもいいようにするか、あるいは生活困窮、まず保護世帯の女の子のところに一括配布するか、いろんなやり方あると思いますので、今、学校の養教さんと相談しながらそのやり方を考えていきたいと思ってます。

2つ目のタブレットの持ち帰りについてですけども、今回各小中学校に、この冬休みからそういった対応をしていただきたいということでお願いしております。前に調査したところ、Wi-Fi環境がないという家庭は数軒でした。とりあえず今回小学校の方では、低学年持ってってもあまり使えないだろうってことで5年生から持ち帰りを考えているようです。で、先週というか、八森小は先週、それから峰浜小は20日ですので来

週の月曜日に、一旦その持ち帰ってうちで接続できるか、Wi-Fi環境あるかどうか、そういったものについて確かめる期間をもってから冬休みに貸し出しするかどうかを決めるというふうなことで、今試験期間やってます。で、中学校では貸し出さずに、冬休み中に地域未来塾で学校に来て学校の中で勉強しますので、その際に使わせるというふうな方向で動いてます。ですので、小学校の方のWi-Fi環境を整えてない、まだ使えないってことがそういった状況が出てきた場合に、そこに対してどう対応するかについては、学校と相談して対応したいと思ってます。

以上です。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) 小学校5年生からタブレットを冬休みにやるということで、まあ数軒って言われてもね、やはり1軒でも2軒でもその設備がなくて全然使えなかったっていうことであれば、これはやはり何らかの対策を町で考えてもらいたいと思います。で、まあ今統合なってから、まあ未来塾のそれは大変結構なので中学生はいいんですけれども、小学校に来いなんて、持ってない人、小学校に来いなんていっても、それはちょっとやっぱり酷な話ですので、その辺はかなり慎重にやってもらいたいと思います。

生理用品についてはまだどういうふうに使うか分からないようですけれども、やはり 生活困窮者に対して何の心配もなく生理用品を渡せるようなそういう体制は取ってもら いたいなと思っております。これは答弁は要りません。

それとですね、別のこと質問します。町営住宅について、町営住宅が何か退去が9軒あると言われたと思います、私の聞き違いなのかどうなのか。9軒ということは非常にこう多いと思うんですけれども、何か原因があったり、その穴埋めはどのように進んでいるのか聞きたいと思います。

- ○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。日沼副町長。
- ○副町長(日沼一之君) ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

町営住宅9軒退去ということです。正確には4軒で、これからもう5軒いると、こういう見込みでございます。というのは、今回たまたまですね、これまでは3、4年くらいの年数の入っていた方、年間2、3軒なんですけども、今回相当こう長く、20年、30年っていう長い方が多く退去と。この原因はよく分からないんですが、老朽化もあるとは思うんですけども、そういう中で改善費も嵩むと、こういう環境でございます。この方々の退去後の対策ですが、これもやはりしっかり修理してリフォームしながら直して

入れる環境を整えながら、PRしてまた入居に努めたいと考えております。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) ちょっと一つだけ。町長の答弁の中で海岸線のバス停なんですけれども、海岸線通る時にバス停を、バス停というか待合室をつくるからということで海岸線を通ったと思うんですけれども、本当によく調べてもらいたいんですが、茂浦の浜には立っていられないです、もう本当に。5分も立っていられなくて家に戻ったっていう人もいますけれども、そういうところはね、これからよく本当に危険な状態だと思うんですよ、バス停にあそこに立ってるっていうことは。飛ばされてしまうし、下におっきい側溝、川みたいな側溝もあるし、飛ばされる可能性もあります。危険なところの区域にはまず待合室をつくるということをこれ考えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) いろんなケースがあると思いますので、まず海岸線沿いを走るっていう部分の決めたのは、海岸沿いから今の岩館線、前の岩館線ですね、そこの部分のバス停まで距離がある。坂道であるというふうなそういう部分から、平行的な道路なんだけど、それでもやっぱり旧道と国道とかそういう、いわゆるもう一本必要なんだろうというふうな判断で試行運行しています。で、そこの部分に関して、もう危険な場所、早く待合室つくればっていうふうなそういう話なんでしょうけれども、そこの部分についてはもうちょっと試行運行させていただいて、今見上議員おっしゃったような茂浦とかそういう部分について、もう一回担当者の方には調べてもらいますけれども、つくらないわけではなくて、今すぐ全部こう本格運行するまでどういうふうなルートでどういうふうにすればいいのかっていう部分を決める前に建物を建ててしまうっていうのは、これはまた非常に問題あると思いますから、その部分を今調べながらやっていきたいと思っていますので、もう少しお待ちいただければと思います。
- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。
- ○3番(奈良聡子さん) 灯油代について質問します。
 - 6,000円、非課税世帯に補助するということで、これはほかの自治体に先駆けてもっと早くやるべきではなかったかと私は思ってます。まず出すということで良かったんですが。これに低所得のひとり親世帯の方、含まれる方もいれば含まれない方もいると思うんですけど、非正規労働者でひとり親で子どもを育ててる家庭もあると思うんですが、

そういう方たちに対しての補助というのは考えていないでしょうか。

- ○議長(門脇直樹君) 3の番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) 何か明日の一般質問の部分でもいろいろ予行練習みたいな感じなってるんですが、基本的にいろんな場面があります。ひとり親の家庭の中でも住民税が課税なってる世帯もありますし、それから一人暮らし老人の方々でも同じような問題があります。で、どこで線引くかっていう部分で、やっぱり国の方でも打ち出してるように非課税世帯というふうな形の方が一番分かりやすい線引きだろうなということで、とりあえずそういうふうにいたしました。

で、もっと早くっていうふうな話なんですけれども、やっぱり石油の高騰部分、今逆にいけばちょっと下がってきてます。ガソリンも160円代から150前後まで下がってきてるから、まあそういう部分もあるんですけど、すぐやる部分も確かに方法もあったんですけれども、そこの部分については全体のまあ灯油だけでなくていろんな問題がありましたので、遅れたとすればこううまくないんですけど、現実に使うのはこれから一番かかるわけですから、そこの部分に間に合えばいいかなというふうな思いで今回の12月補正というふうな選択をいたしました。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。
- ○3番(奈良聡子さん) まあ今おっしゃったように、どこで線を引くかっていうのは難しい問題だと思うんですけども、第1弾として非課税世帯に出すということ、これが打ち出されれば多分、うちだって苦しいのにって声が出てくると思うんですね。そういう時に、まあひとり親だし、うちにも出してほしいとかそういう声があがった時には是非柔軟に対応していただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。
- ○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) 風が吹けば桶屋が儲かるって話もあるんですが、これもある意味、新型コロナウイルスの影響もあっての世界的な経済活動が活発化したもんだから急に石油の需要が上がって、そしてそれ原油国の方であんまり量出さないもんだからこういう形で値段が上がっていったって話あるので、今の6兆8,000億円のそういう部分の中のメニューにあるのかどうかも含めながら検討しなきゃいけないんですが、いずれ今議員おっしゃったように非常に増やせば増やすほど線引きが難しくなります。だからそういう意味で一番分かりやすく、八峰町41%の方々が、これの数字もびっくりなんですけど、そういう方々に対してまず真っ先に支援すべきだなと、方というふうな形でそうい

うふうに出しました

それとあと次、次回の部分については、状況を見ながら、いわゆる国からの財源があるのかどうかも含めながら、そういう部分も見ながら検討させていただきたいというふうに思います。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。
- ○11番(皆川鉄也君) 4ページの債務負担行為についてちょっとお伺いをいたします。 先ほど国家公務員の定年退職が65歳まで延長になるというようなお話で、地方公務員 もそれにまあ追随しながら実施していくという考え方のようでございますけれども、こ こにありますように定年延長に伴う新制度支援業務というような文言があるわけでござ いますけれども、どういう業務でどういう支援をするのかですね、あんまりまだ聞いた ことのない部分でございますので、もし分かりましたら具体的に教えていただければと いうぐあいに思います。
- ○議長(門脇直樹君) 11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。
- ○総務課長(和平勇人君) ただいまの皆川議員のご質問にお答えいたします。

地方公務員の定年延長に伴う新制度といいますのは、大きく2つございます。1つは、60歳を機に管理職員を中心に、いわゆる役職定年を設けるというものでございます。もう一つは、この60歳を機に定年まで早期に退職して短時間勤務に切り替えるということができるという制度、これ大きく2つできます。こういったことからですね、これらに関する条例等の作成、それから制度設計、そして説明にもございましたとおり、60歳から定年延長まで、60歳を機にその後の働き方をどうするかということを、令和5年、4年度末で、違うな、令和5年ですね、5年に退職される方々に対しては事前に意向調査をした上で、60歳以降のですね定年までの働き方について身分等決定するという作業がございますので、これらに対する、主に例規などの整備に関することをコンサルタント業務されている業者さんに委託しようとするものでございます。

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第100号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は原案のとおり可 決されました。

日程第11、議案第101号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長(石上義久君) 議案第101号についてご説明いたします。

議案第101号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)。

令和3年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めると ころによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳 入歳出それぞれ13億7,389万6,000円とする。

令和3年12月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

補正予算の内容につきましては、6ページ以降の事項別明細書に基づき、歳入歳出の順にご説明いたします。

はじめに、歳入をご説明いたします。

6 ・ 7 ページをご覧ください。

歳入の内訳は、議案第100号にて説明ありました一般会計補正予算に関連し、7款繰入金1項4目1節事務費繰入金に一般会計繰入金として155万6,000円を追加補正し、8款繰越金1項1目1節繰越金に前年度繰越金として2,000円を追加補正するものでございます。

なお、それぞれの内訳につきましては、関連する充当財源となる歳出内訳に、あ、詳細を説明させていただきますので、繰入金及び繰越金それぞれの関連する歳出内訳につきましては、次の8ページ・9ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費3項介護保険審査会費1目認定調査等費155万6,000円は、それぞれ 認定調査業務に関連するものでございます。11節役務費、手数料65万1,000円は、介護認 定に係る主治医意見書の作成手数料の追加補正でございます。同じく、続きまして12節 委託料の90万5,000円は、認定調査の業務委託料の追加補正でございます。

介護保険の認定調査業務につきましては、新規、更新及び変更申請により業務委託に て認定調査を行っていただいておりますが、当初の見込みより更新、変更申請の件数が 大きく伸びていることから、追加補正させていただくものでございますので、その財源 として一般会計繰入金を充てさせていただきます。

また、6 款繰出金1項償還及び還付加算金3目償還金22節償還金利子及び割引料2,000円につきましては、国県支出金等返還金でございます。介護給付費財政調整交付金の令和元年度の実績額が確定したことに伴う返還でございますので、その財源として前年度繰越金を充て返納するための追加補正でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(門脇直樹君) これより議案第101号について質疑を行います。質疑ありませんか。 7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) ちょっと伺います。

委託料の認定調査業務委託料ですけれども、今課長は大幅に伸びているって言われましたけれども、介護認定が1から2になったとか2から3になったとか、そういうふうなこうアップしてしまったっていうことだと思うんですけれども、特に今詳細を聞くわけじゃないんですけれども、特徴的なところとしてはどういうふうなところが主にこう伸びているかというところが分かりましたら、大体でいいですので教えてもらいたいと思います。

- ○議長(門脇直樹君) 7番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(石上義久君) ただいまの見上政子議員のご質問にお答えいたします。 認定調査につきましては、申請に伴って行うものですので、更新申請が大幅に伸びて おります。これにつきましては、平成30年度より、いわゆる認定期間12カ月であったも のが最大、現在までに48カ月まで延長できるように改正を続けております。現在最長ま で伸びた人方が更新申請の初めての年に当たるということで、今回の更新が大幅に増加 していると。併せて、入退院、先ほど見上議員からお見込みのとおり、体調を崩されて 介護度的には重くなるというような申請の方が若干多くなっている状況でございます。 説明は以上です。

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第101号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は原案のとおり可 決されました。

日程第12、議案第102号、令和3年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長(石上義久君) 議案第102号についてご説明いたします。

議案第102号、令和3年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第2号)。

令和3年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ8,207万9,000円とする。

令和3年12月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

補正予算の内容につきましては、6ページ以降の事項別明細書に基づき、歳入歳出の順にご説明いたします。

はじめに、歳入の方からご説明いたします。

6ページをご覧ください。

4款繰越金1項1目繰越金に38万4,000円を追加補正するものでございます。

なお、この内訳につきましては、関連する充当財源となる歳出内訳にて詳細をご説明 いたしますので、次の8ページ・9ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費1項施設管理費1目医科一般管理費に24万円を追加するもので、3 節職員手当等5万5,000円減額につきましては、期末手当の支給割合の変更に伴う減額補 正であります。10節需用費19万7,000円のうち消耗品費6万6,000円は、ワクチン接種など患者増に対応する院内用のスリッパ等の購入費用でございます。併せて、修繕費13万1,000円につきましては、消防設備の不良箇所の修繕による追加補正でございます。11節役務費、通信運搬費1万8,000円、13節使用料及び賃借料、事務機器3万円は、同じくワクチン接種など患者増に対応する電話の通信料及びコピー機使用料を追加補正するものでございます。17節備品購入費5万円は、診療で使用するタオルなどの洗濯用の洗濯機が故障したことにより、更新が必要になったことから追加補正するものでございます。2款医業費1項1目医科医業費14万4,000円につきましては、11節役務費、手数料の追加補正で、町営診療所にて今年度事業実施しております特定健診のデータ入力手数料や、ワクチン接種での医療廃棄物等処理手数料等、来院者数の増加によって追加補正するものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第102号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第102号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は原案のとおり可 決されました。

日程第13、議案第103号、令和3年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算(第3号)を 議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第103号をご説明いたします。

議案第103号、令和3年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算(第3号)。

第1条、令和3年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めると ころによる。 議会の議決を経なければ流用できない経費の補正。

第2条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費、既決予定額2,121万1,000円、補正予定額26万2,000円、計2,1147万3,000円。

令和3年12月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

1ページ飛んで説明資料の2ページをお願いいたします。

1、総括の欄の給与費の手当の項目ですけども、比較として26万2,000円の増額となっております。この内訳として、次の表の手当の内訳という表があります。ここでは期末と勤勉手当、これについては一般職の給与に関する条例の改正に伴って減額するものであります。そのほかに時間外が35万円増額となっております。これについては、水道事業が企業会計に移行してから初めての決算処理と、消費税申告を行うに当たり事務処理に時間を要したことで時間外勤務手当が膨らんでしまいました。これによって今後夜間や休日に水道の漏水等の発生した場合のことを考慮して、所要額を追加補正するものであります。よって、差し引きとして26万2,000円の追加補正をするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第103号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第103号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は原案のとおり可 決されました。

日程第14、議案第104号、令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算(第3号)を議題 とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第104号をご説明いたします。

議案第104号、令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算(第3号)。

第1条、令和3年度八峰町下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正。

第2条、予算第2条に定めた業務の予定量に次の項目を加える。

(4) 主要な建設改良事業。

二、岩子·大久保岱地区農業集落排水処理施設非常通報装置更新工事事業費269万5,000 円。

本、岩館地区漁業集落排水処理施設非常通報装置更新工事事業費253万円。

資本的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

説明については後ほど別紙で行います。

次のページをお願いします。

企業債。

第4条、予算第9条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的、下水道事業。補正前の限度額4,620万円に対して補正後5,140万円とします。

債務負担行為。

第5条、予算に第10条を追加し、「(債務負担行為)第10条債務負担行為をすること ができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。」とする。

事項、中浜・椿マンホールポンプ設備更新工事。期間、令和3年度から令和4年度。 限度額1,710万5,000円。

令和3年12月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

説明資料1ページ飛んで2ページ目をお願いいたします。

令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算(第3号)実施計画。

資本的収入及び支出。

収入、資本的収入を補正予定額として520万円。その内訳としまして、2款の農業集落 排水事業及び3款の漁業集落排水事業のそれぞれ企業債を活用して270万円と250万円を 補正するものであります。

支出についてです。資本的支出、補正予定額が522万5,000円。2款の農業集落排水事業と3款の漁業集落排水事業いずれも建設改良費の施設改良費として、農業集落排水事業が269万5,000円の追加、漁業集落排水事業が253万円の追加であります。これは、処理場の非常通報装置の更新を行うための予算であります。

5ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書です。

中浜・椿マンホールポンプ設備更新工事の限度額を1,710万5,000円としています。期間については、令和3年から令和4年度までの2カ年です。財源としましては、企業債とします。

当該マンホールポンプは、それぞれ2台ずつ設置されていますが、そのうち故障した 1台ずつを更新するために9月補正で予算化して、現在更新工事を進めているところで あります。中浜のポンプについては、過負荷により11月上旬に2台目も故障してしまい、 今のところ応急対応として業者から代替品を借用し運転している状態です。また、椿の ポンプについては、経年劣化に加え、1台でフル稼働しているため大きな負荷がかかっ ている状態で、故障する前に更新が必要であることから追加補正するものです。

マンホールポンプの更新工事に当たっては、ポンプ機器の制作納期が4カ月から5カ 月と見込まれるため、今回は債務負担行為についてご承認いただき、速やかに入札事務 を進めたいと考えています。

なお、執行に向けた予算措置は、令和4年度当初予算に計上する予定であります。 以上、説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(門脇直樹君) これより議案第104号について質疑を行います。質疑ありませんか。
 - (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第104号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第104号は原案のとおり可 決されました。

日程第15、陳情第4号、安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るため国に意見書提出を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は委員会への付託 を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番(山本優人君) この陳情については反対いたします。

ここの項目事項の3項、3番目にありますが、75歳以上の2割負担を軽減するという 部分について、ここの部分についてはですね、高齢者であってもかなり所得のある方も いるわけです。そういう方は若者の負担が増えないよう増やすべきであってですね、ま あそれが従来どおり1割負担のままいくとですね、結局は何ていうか、残った人の若者 等現役世代の保険料等の値上がりに繋がるということからですね、私はこの部分につい て異議があるので反対いたします。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) 賛成討論を行います。

新型コロナが最大ピークの時は医療崩壊が起きていました。国は異常事態が発生した場合、まず公的病院、保健所が機動力を発揮しなければならないのに、政府は病床削減、公的病院削減、統合、保健所を半分に減らしました。消費税は10%は今、買い物をするために改めて生活に響いてきます。社会保障のためと言いながら、後期高齢者には2割負担をしています。強いています。高齢者が増えるから高齢者が負担する、これはおかしいです。医療体制と保健所を元に戻して、せめて国際水準まで伸ばして今後の感染症対策に備えてほしい意味で、この陳情には賛成です。意見書の提出を求めます。

○議長(門脇直樹君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第4号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第4号、安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るため国に意見書提出を求める陳情についてを採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立多数です。したがって、陳情第4号は採択とすることに決定されました。

日程第16、陳情第5号……

(「議長、休憩お願いします」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 皆さん休憩した方いいですか。

(「議長、休憩お願いします」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 休憩いたします。2時5分より再開いたします。

午後 2時00分 休 憩

.....

午後 2時04分 再 開

○議長(門脇直樹君) 会議を再開いたします。

日程第16、陳情第5号、精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任 委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第17、陳情第6号、安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを国に求める意見書提出の陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) もとい。

休憩します。

午後 2時06分 休 憩

.....

午後 2時06分 再 開

○議長(門脇直樹君) 会議を再開いたします。

異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は委員会への付託を省略することに決 定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第6号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第6号、安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを国に求める意見 書提出の陳情についてを採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立多数です。したがって、陳情第6号は採択とすることに決定されました。

日程第18、陳情第7号、介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度 への転換を求める国への意見書提出の陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任 委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第19、発議第13号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を 求める意見書についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第13号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、12月16日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午後 2時09分 散 会

署名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同署名議員 8番 菊 地 薫

同 署名議員 9番 笠 原 吉 範

同 署名議員 10番 芦 崎 達 美

E (
าก	